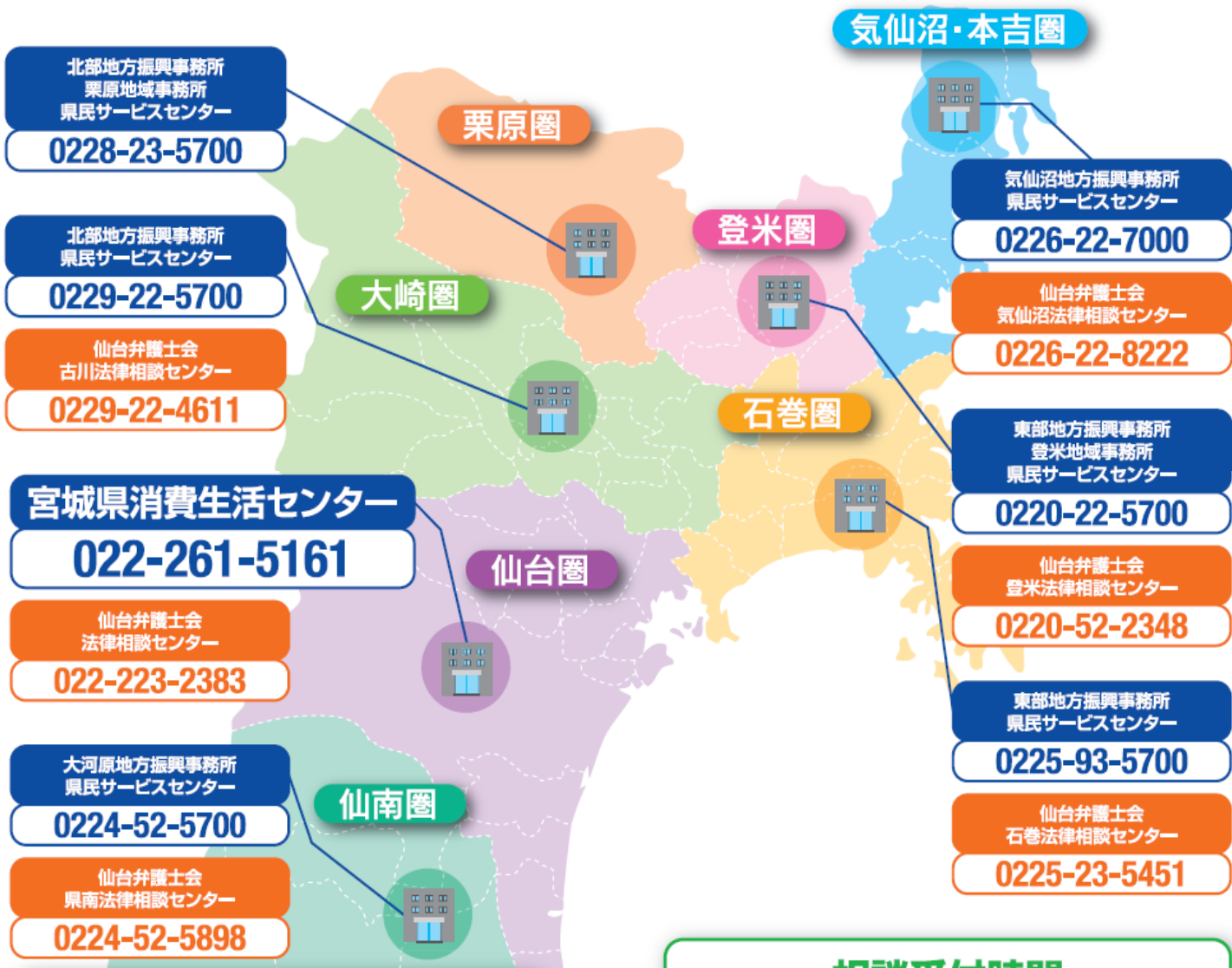


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

本情報紙のバックナンバーは
みやぎの消費生活情報 で検索♪



©宮城県・旭プロダクション

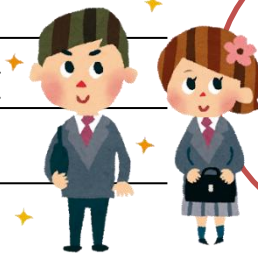
本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターに相談しましょう！
- ◆「アポ電」かも…知らない番号からの電話に出るのは危険
- ◆奨学金の借りすぎに注意
- ◆新生活！若者を狙うもうけ話に注意



2019

April

4

月号

第109号

消費生活センターに相談しましょう！

皆さん、「消費生活センター」をご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門の相談員がトラブル解決のための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。**相談は無料**なので、**不安なことや困ったことがあったときは、1人で悩まず相談しましょう！**



消費生活センターを活用してください

< 出前講座 >

県消費生活センターの相談員が、皆さんのところに伺い、消費生活センターへ実際に寄せられた相談をもとに、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話しします。

講座は無料です！開催希望日の1ヵ月前までにお電話で申込をお願いします。日程の調整を行います。



< 啓発資材を提供します >

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。

貸出や配付は無料です！

在庫の確認が必要ですので、事前にお電話でお問合せください。

- DVD等のレンタル期間
概ね1～2週間
- リーフレットの配付枚数
概ね100枚まで



©宮城県・旭プロダクション

★宮城県消費生活センター★

ご相談は **022-261-5161** (相談受付時間は裏面のとおりです)

出前講座やリーフレットの申込みは **022-261-5164**

「アポ電」かも… 知らない番号からの電話に出るのは危険

実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」。アポ電と思われる不審な電話に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。



事例

テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日警察の協力団体を名乗る者から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」という電話があった。

★アドバイス★

- 着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話が分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。
- 心当たりのない着信に出てしまった場合は、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。
- 特に高齢者等に対しては、家族はもちろん地域でも、身近な人を見守り、様子の変化などに気をつけましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに警察やお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



奨学金の借りすぎに注意

奨学金とは、経済的理由で修学が困難な学生に学資の貸与または給付を行い、学生等が安心して学べるようにする制度です。原則として返還不要な「給付型」に対し、「貸与型」は一般の借金と同じで卒業後や退学後に返還をしなければなりません。

「よくわからないけど、とりあえず借りておこう」などと、必要以上に奨学金を借りようとしていませんか？貸与型奨学金は、借金です！！

滞納した場合の一例

1. 債権回収業者から督促を受ける。文書のほか、自宅への訪問や、勤務先へ電話がくることもある。
2. 3か月以上滞納すると、信用情報機関に登録される。
→スマートフォンの分割払いや、クレジットカードの発行・利用、車や住宅ローンなどが組めなくなる。
3. それでも応じないと、裁判所から支払督促が届く。
4. どうしても返済できず、自己破産してしまう人も…。

貸与型奨学金を利用する際は、返済の目処が立つよう、**借りすぎに注意**しましょう。



★ 返済困難になったら、返済先にまず相談！（期限の猶予や減免など、救済措置があることも）お住まいの地域の消費生活相談窓口でも相談を受け付けています。

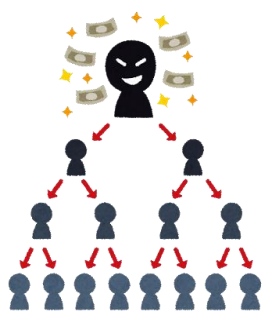
新生活！若者を狙うもうけ話に注意

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、「楽しんで稼ぎたくない？」、「もうかっているよ。」等と勧誘して契約させるマルチ商法（ネットワークビジネス）^{*}の消費者トラブルが発生しています。学生ローンで借金をさせてまで契約させるケースもあります。

大学の友人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅に呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円は会社負担にするので60万円支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいと言われ、指示どおり、会社員と身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。



※マルチ商法（ネットワークビジネス）とは



マルチ商法とは、商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次は自分が買い手を探して新しい人を販売組織に加入させることで、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法です。ネットワークビジネスとも呼ばれています。商品は仮想通貨などの投資商品や、健康食品、コーヒーメーカーなど様々です。

実際に販売組織の会員になっても、簡単に販売成果が得られるわけではありません。自分のネットワーク（友人関係など）に商品を販売することは大変難しいことです。商品が売ることができず借金と商品だけが残ってしまったり、自らが販売・勧誘したことで友人などに負担を背負わせてしまったり、また、しつこく周りを勧誘することで自分の信頼を失ってしまったりと、問題の起こりやすい販売方法です。



★アドバイス★

- 大学生等になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあります。
- 身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。
- もうけ話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



お断りします